

保育所設置計画承認申請及び保育所設置認可調書の作成に係るFAQ

< 施設設置概要 >

No	項目	質問内容	回答
5-1	5 定員	利用定員について、認可定員と同数であっても記載が必要でしょうか。	令和6年度改正より、全ての施設について、利用定員についても併せて記載いただきますようお願いいたします。
6-1	6 当該施設における保育理念・保育方針	当該項目については、どのように記載すればよいでしょうか。	申請施設における保育理念・保育方針の概要がわかる範囲で記載してください。 なお、当項目については、「別紙のとおり」としていただくことも可能です。この場合、保育理念・保育方針が分かる資料を別途添付してください。設立趣意書に保育理念・保育方針が記載されている場合は、「設立趣意書に記載のとおり」としていただくことも可能です。
7-1	7 (1) 建物	「整備資金」には、建物の建設にかかった費用を記載すべきでしょうか、それとも財源の種類を記載すべきでしょうか。	当項目については、建物の建設にあたって財源の種類を記載してください。（「自己資金」、「借入金」、「補助金」等）
7-2	7 (2) 設備	児童クラブ等を併設する場合、「児童用便所」の便器数への計上は必要でしょうか。	当項目における児童用便器については、主として申請施設のうち、保育所入所児童が主に使用する個数について計上してください。 また、特別事業における専用便所については計上不要ですが、保育所入所児童と併用する場合には計上してください。
8-1	8 (2) 所有形態	1筆に複数の用途がある土地の用途はどのように記載すればよいでしょうか。	可能な限りすべての用途について記載してください。 3以上の複数の用途に使用される場合には、最も使用される用途及び次点の用途について記載のうえ、その他については「他○用途」と記載してください。

No	項目	質問内容	回答
9-1	9 (2) 職員配置予定数	職員の「常勤」の定義はどのようなものでしょうか。	本調書における常勤の定義は、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（令和5年こ成保21こども家庭庁成育局長通知）に定める定義に基づく者としておりますので、当該通知に定める定義を満たす者を常勤として計上願います。このほか、「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて（令和6年こ成保666こども家庭庁成育局長通知）」の要件を満たす者についても、常勤として計上が可能です。
9-2	9 (2) 職員配置予定数	短時間保育士を最低基準上必要な保育士として充てる場合、どのように記載すればよいでしょうか。	保育所において、最低基準上必要な保育士は原則として常勤の保育士を充てることとしておりますが、短時間保育士及び勤務時間短縮保育士を最低基準上必要な保育士として充てる場合には、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年子初0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）」及び「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて（令和6年こ成保666こども家庭庁成育局長通知）」に定める取扱いに従い計上してください。
9-3	9 (2) 職員配置予定数	最低基準上必要な保育士（いわゆる基準保育士）のほか、「上記以外の保育士」の記載を求めておりますが、その目的はどのようなものでしょうか。	本県においては、保育士の業務負担の軽減及び保育の質の向上のため、認可上必要な保育士数を上回る職員を確保する（している）かについて計画承認及び設置認可時に確認しております。そのため、計画承認時においても、実際の運営開始時のシフトを考慮した職員採用計画に基づいた職員数を記載願います。

No	項目	質問内容	回答
9-4	9 (2) 職員配置予定数	「上記以外の保育士」はどのように記載すればよいでしょうか。	現員数の項目には「常勤換算した人数」を記載いただき、備考に常勤職員数と短時間勤務職員の実数を記載願います。 なお、常勤換算した人数については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで計算した人数を記載願います。
9-5	9 (2) 職員配置予定数	「特別事業に従事する職員」はどのように記載すればよいのでしょうか。	「特別事業に従事する職員」については、認可予定の保育所において通常保育以外に実施する特別事業に従事する予定の職員数を記載してください。定数については、各特別事業の実施要綱に基づいた最低基準の人数を記載してください。 ただし、延長保育事業に関しては当該項目の記載は不要です。 なお、当該項目で現員として計上する保育士等の職員については、「保育士」「みなし保育士（有資格者・無資格者）」における現員数に含むことはできません。 例として、当該施設で病児保育を実施する場合、事業名として「病児保育事業」、定数2、現員2とし、備考欄へ「看護師1名、保育士1名」と現員数の内訳を記載してください。
9-6	9 (2) 職員配置予定数	看護師や幼稚園教諭の有資格者をみなし保育士として勤務させることを考えておりますが、この場合はどの項目に記載すればよいですか。	看護師や幼稚園教諭、小学校教諭等の免許を保持している者を雇用し、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第37号）」付則第3号及び第8号の適用を受けて保育士とみなす場合には、「みなし保育士（有資格者）」へ記載してください。 なお、それぞれの免許状を所持しているものの、上記規則を適用せずに雇用する場合には「その他」へ計上してください。

No	項目	質問内容	回答
9-7	9 (2) 職員配置予定数	子育て支援員等を保育士とみなす規定を適用する場合には、どの項目に記載すればよいですか。	「保育所等における職員配置に係る特例について（平成28年子家第358号茨城県福祉部子ども政策局子ども家庭課長通知）」に従い、無資格者（子育て支援員を含む）を保育士とみなす者については、「みなし保育士（無資格者）」へ計上してください。なお、みなし保育士の要件を満たさない者及びみなし保育士の規定を適用しない者については、保育補助として計上してください。
9-8	9 (2) 職員配置予定数	保育業務と特別事業を兼務する職員を採用する予定ですが、この場合はどのように記載すればよいですか。	いずれか一方の現員数に計上してください。 No9-5についても併せて参照願います。
15-1	15 実施予定の特別事業	こども誰でも通園制度については想定してないのでしょうか。	令和6年11月の改正時点においては、こども誰でも通園制度に係る基準等の詳細が未確定であることから、改正内容には含んでおりません。今後詳細が確認され次第、必要に応じて改正等を行ってまいります。
15-2	15 実施予定の特別事業	一時預かり事業・病児保育事業は複数のタイプがありますが、どのように記載すればよいでしょうか。	一時預かり事業及び病児保育事業を実施する場合には、各事業に○をつけていただくほか、実際に実施するタイプ（複数タイプの場合は実施予定のタイプ全て）へも併せて○をつけていただきますようお願いいたします。

保育所設置計画承認申請及び保育所設置認可調書の作成に係るFAQ

<最低基準調書>

No	項目	質問内容	回答
5-1	5 定員	利用定員について、認可定員と同数であっても記載が必要でしょうか。	令和6年度改正より、全ての施設について、利用定員についても併せて記載いただきますようお願いいたします。
5-2	5 定員	開所時点での利用見込数について、どの時点における利用見込数の記載が必要となるでしょうか。また、申請書提出時点において利用見込数が確定していない場合にはどのように記載すればよいでしょうか。	保育所においては原則として認可定員以内での保育の実施が原則となりますが、待機児童の発生状況等を踏まえ、一定の要件を満たした場合に限り、定員の弾力運用による認可定員を超えた受入が可能となります。 当該調書では、申請書提出時点において利用定員の範囲内に収まる見込の場合には利用定員と同数を上限として、定員の弾力運用により認可定員を超えて受入を行うことが見込まれる体制をとる場合には、定員の弾力運用を含めた見込数を記載願います。
6-1	6 当該施設における保育理念・保育方針	当該項目については、どのように記載すればよいでしょうか。	申請施設における保育理念・保育方針の概要がわかる範囲で記載してください。 なお、当該項目については、「別紙のとおり」としていただくことも可能です。この場合、保育理念・保育方針が分かる資料を別途添付してください。事業計画書に保育理念・保育方針が記載されている場合は、「事業計画書に記載のとおり」としていただくことも可能です。
7-1	7 (1) 建物	「整備資金」には、建物の建設にかかった費用を記載すべきでしょうか、それとも財源の種類を記載すべきでしょうか。	当該項目については、建物の建設にあたって財源の種類を記載してください。（「自己資金」、「借入金」、「補助金」等）

No	項目	質問内容	回答
7-2	7 (2) 設備	児童クラブ等を併設する場合、「児童用便所」の便器数への計上は必要でしょうか。	当項目における児童用便器については、主として申請施設のうち、保育所入所児童が主に使用する個数について計上してください。 また、特別事業における専用便所については計上不要ですが、保育所入所児童と併用する場合には計上してください。
8-1	8 (2) 所有形態	1筆に複数の用途がある土地の用途はどのように記載すればよいでしょうか。	可能な限りすべての用途について記載してください。 3以上の複数の用途に使用される場合には、最も使用される用途及び次点の用途について記載のうえ、その他については「他○用途」と記載してください。
10-1	10 (1) 職員の構成	申請書提出時点で採用計画はあるものの、採用職員が固まっていない場合、どのように整理すればよいでしょうか。	申請書提出時点で採用計画があるものの、職員の採用に至っていない場合、当初提出においては「職種 + (A,B,C…)」として記載してください。(例：保育士A,調理員A等)
10-2	10 (1) 職員の構成	経験年数の記載は、提出日時点と認可日時点のいずれになりますか。	提出日時点での経験年数を記載してください。
10-3	10 (1) 職員の構成	職員の「常勤」の定義はどのようなものでしょうか。	本調書における常勤の定義は、「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について(令和5年こ成保21こども家庭庁成育局長通知)に定める定義に基づく者としておりますので、当該通知に定める定義を満たす者を常勤として計上願います。このほか、「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて(令和6年こ成保666こども家庭庁成育局長通知)」の要件を満たす者についても、常勤として計上が可能です。 なお、この定義については10(2)職員配置の適合状況についても同様の定義となります。

No	項目	質問内容	回答
10-4	10（2）職員配置の適合状況	利用見込数については、いつ時点での人数を記載すればよいのでしょうか。	No.5-2を参照いただき、No.5-2に従って記載した人数と同数を記載してください。なお、定員については、認可定員を記載のうえ、（）書きにて利用見込数の人数を記載してください。
10-5	10（2）職員配置の適合状況	認可定員数と利用見込数が異なる場合、どちらの人数を職員定数の基準として記載すればよいのでしょうか。	認可定員数と利用見込数が異なる場合、認可定員を基準として職員定数を記載のうえ、（）書きで利用見込数を基準とした職員定数を記載してください。
10-6	10（2）職員配置予定数	短時間保育士を最低基準上必要な保育士として充てる場合、どのように記載すればよいのでしょうか。	保育所において、最低基準上必要な保育士は原則として常勤の保育士を充てることとしておりますが、短時間保育士及び勤務時間短縮保育士を最低基準上必要な保育士として充てる場合には、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年子初0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）」及び「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて（令和6年こ成保666こども家庭庁成育局長通知）」に定める取扱いに従い計上してください。
10-7	10（2）職員配置予定数	最低基準上必要な保育士（いわゆる基準保育士）のほか、「上記以外の保育士」の記載を求めておりますが、その目的はどのようなもののでしょうか。	本県においては、保育士の業務負担の軽減及び保育の質の向上のため、認可上必要な保育士数を上回る職員を確保する（している）かについて計画承認及び設置認可時に確認しております。そのため、計画承認時においても、実際の運営開始時のシフトを考慮した職員採用計画に基づいた職員数を記載願います。
10-8	10（2）職員配置予定数	「上記以外の保育士」はどのように記載すればよいのでしょうか。	現員数の項目には「常勤換算した人数」を記載いただき、備考に常勤職員数と短時間勤務職員の実数を記載願います。 なお、常勤換算した人数については、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで計算した人数を記載願います。

No	項目	質問内容	回答
10-9	10（2）職員配置予定数	「特別事業に従事する職員」はどのように記載すればよいか。	<p>「特別事業に従事する職員」については、認可予定の保育所において通常保育以外に実施する特別事業に従事する予定の職員数を記載してください。定数については、各特別事業の実施要綱に基づいた最低基準の人数を記載してください。</p> <p>ただし、延長保育事業に関しては当該項目の記載は不要です。</p> <p>なお、当該項目で現員として計上する保育士等の職員については、「保育士」「みなし保育士（有資格者・無資格者）」における現員数に含むことはできません。</p> <p>例として、当該施設で病児保育を実施する場合、事業名として「病児保育事業」、定数2、現員2とし、備考欄へ「看護師1名、保育士1名」と現員数の内訳を記載してください。</p>
10-10	10（2）職員配置予定数	看護師や幼稚園教諭の有資格者をみなし保育士として勤務させることを考えておりますが、この場合はどの項目に記載すればよいですか。	<p>看護師や幼稚園教諭、小学校教諭等の免許を保持している者を雇用し、「児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年茨城県規則第37号）」付則第3号及び第8号の適用を受けて保育士とみなす場合には、「みなし保育士（有資格者）」へ記載してください。</p> <p>なお、それぞれの免許状を所持しているものの、上記規則を適用せずに雇用する場合には「その他」へ計上してください。</p>

No	項目	質問内容	回答
10-11	10（2）職員配置予定数	子育て支援員等を保育士とみなす規定を適用する場合には、どの項目に記載すればよいですか。	「保育所等における職員配置に係る特例について（平成28年子家第358号茨城県福祉部子ども政策局子ども家庭課長通知）」に従い、無資格者（子育て支援員を含む）を保育士とみなす者については、「みなし保育士（無資格者）」へ計上してください。なお、みなし保育士の要件を満たさない者及びみなし保育士の規定を適用しない者については、保育補助として計上してください。
10-12	10（2）職員配置予定数	保育業務と特別事業を兼務する職員を採用する予定ですが、この場合はどのように記載すればよいですか。	いずれか一方の現員数に計上してください。 No10-9についても併せて参照願います。
15-1	15 実施予定の特別事業	こども誰でも通園制度については想定してないのでしょうか。	令和6年11月の改正時点においては、こども誰でも通園制度に係る基準等の詳細が未確定であることから、改正内容には含んでおりません。今後詳細が確認され次第、必要に応じて改正等を行ってまいります。
15-2	15 実施予定の特別事業	一時預かり事業・病児保育事業は複数のタイプがありますが、どのように記載すればよいでしょうか。	一時預かり事業及び病児保育事業を実施する場合には、各事業に○をつけていただくほか、実際に実施するタイプ（複数タイプの場合は実施予定のタイプ全て）へも併せて○をつけていただきますようお願いいたします。